

平成 29 年 8 月 10 日

お客さまへ

一時払終身保険の取扱商品追加について

大東銀行（社長 鈴木孝雄）では、平成 29 年 8 月 14 日（月）より、明治安田生命保険相互会社の一時払終身保険「エブリバディプラス」の取扱いを開始いたします。

当行は、今後も商品ラインナップの充実とともに、お客さまのニーズにあった商品・サービスを提供してまいります。

記

1. 取扱商品

商品名	エブリバディプラス
保険会社名	明治安田生命保険相互会社
主な特長	<p>1. 契約日から 5 年後に保障が増加する外貨建の終身保険です。 第 1 保険期間（契約日から 5 年間）の死亡給付金（基本保険金額・積立金・解約返戻金のいずれか大きい金額）を抑えることで、第 2 保険期間の死亡保険金は大きく増加します。</p> <p>2. 積立金は指定通貨建で着実に増加します。 積立金は指定通貨建で期間の経過とともに増加します。また、積立金算出基準となる予定利率は、契約日から 10 年間保証されます。</p> <p>3. 運用成果を円建てで自動的に確保できます。 あらかじめ目標値を指定しておくことで、解約返戻金の円換算額の割合が目標値に到達している場合、自動的に円建の終身保険に移行します（契約日の 1 年経過後以降）。</p>

2. 取扱開始日

平成 29 年 8 月 14 日（月）

3. お客さまからのお問い合わせ先

最寄の本支店の窓口にお問い合わせください。

【ご留意点】

- 保険商品は預金とは異なり元本保証はありません。また預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 保険商品のお申込みの有無が、当行におけるお客さまとの他のお取引（預金・融資・為替等）に影響を与えることはありません。
- 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置が図られますが、ご契約時にお約束した保険金等が削減されることがあります。
- 商品によっては運用による損失が発生し、その損益は保険商品をご購入されたお客さまに帰属します。
- 給付金等のお支払いについて、告知していただいた内容が事実と異なっていた場合などは保険金等をお支払いできない場合があります。
- ご契約中の保険商品を解約した場合の払戻金は払込保険料を下回る場合があります。
- 当行は生命保険の募集代理店であり、契約締結の媒介を行うもので、保険契約は各保険会社が承諾した時に成立します。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先やご融資のお申込状況等によっては、当行で保険商品をお申込みいただけない場合があります。
- ご契約の際には、「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」、「ご契約のしおり／約款」等を必ずご覧下さい。詳しくはお近くの大東銀行窓口までお問い合わせ下さい。

以 上

報道各位からの本件に関するご照会は以下までお願いします。

大東銀行 営業企画部 関本

TEL 024-939-1361